

13. ベッド用テーブル

門型タイプ



片脚タイプ



トレイタイプ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※トレイタイプでは、裏表や上端下端の理解のしやすさ、テーブルは幅が伸び縮み等するタイプの場合は、そのしやすさまで確認する。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※利用する際に、組み立て以外に必要な作業が想定される場合は、その作業を特記事項に記載し、評価対象とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。</p> <p>※移動とは、方向転換・前後左右への移動をさす。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャストが付いているものについては、その操作性を確認する。</p> <p>※居室内の移動(持ち運び)を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。</p> <p>なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：移動はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：移動できない。</p>	<p>簡単とは、「把手等があるなど移動、持ち運びが容易にできること」を示す。</p>		
3 利用者本人による移動が簡単にできるか	<p>利用者本人が、ベッド上で背上げた姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが簡単にできるかを評価する。</p> <p>※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャストのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。</p> <p>※床面は畳またはフローリングとする。</p> <p>※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。</p> <p>※取扱説明書等で、本人による移動を禁止しているものについては、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：移動はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：移動できない。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、テーブル面の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整は、ひとりで行うものとする。（取説にひとりで行わない旨の注意書きがあるものについては、取説に従うこと）</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※高さ調整をする際に利用する取っ手等のあるものについては、その握りやすさも確認する。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 使用中に高さが変わってしまうことがないか（高さ調整機能の固定性を評価する項目）	<p>想定される荷重（5kg程度）をテーブル面に置いた際に、荷重で下がってしまう、または触れる程度の小さな力を加えるだけで、ガススプリング等の力で容易に上昇してしまうようなことがないか、高さ昇降の固定力を評価する。</p> <p>※荷重位置は、門型、トレイタイプはテーブルの中央、片脚タイプは支持部から最も遠い端とする。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。</p> <p>B：固定性は保たれているが、扱い方によって動いてしまうことがある。</p> <p>C：固定性が不十分である。</p>	<p>5kgは吸引器の重さを想定した。</p>		
(3) 使用時の設置状況					
1 使用時に安定しているか	<p>前後・左右・上下のガタつき、たわみ、歪みなどを評価する。</p> <p>※想定される荷重（食事や吸引器など5kg程度）をかけたうえで評価すること。</p> <p>※食事の想定では、前腕部がテーブルに載せられている姿勢を想定する。</p> <p>※荷重のかけ方によってガタつき等は変わると想定されるので、使用状況によって評価が変わる場合は、特記事項として記入する。</p>	<p>A：十分な安定性がある。</p> <p>B：多少のガタつきはあるが安定性は許容できる。</p> <p>C：ガタつきがあり、実用上問題がある。</p>	<p>十分な安定性とは、コップの水がこぼれない程度を目安とする。利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
2 用具に横ズレが生じないか使いやすさを確認する	<p>使用場面において用具全体が、水平方向（前後や左右）に動いてしまう（ズレる）ことがないか。キャスター等の固定性やトレイタイプにおいては柵との摩擦等を評価する。</p> <p>※想定される荷重（食事や吸引器など5kg程度）をかけたうえで評価すること。</p> <p>※食事動作を想定して評価する。</p>	<p>A：動いてしまうことはない。</p> <p>B：動いてしまうことがあるが使用場面では許容できる。</p> <p>C：大きく動いてしまい実用上問題がある。</p>			
(4) テーブルとしての機能					
1 テーブルとしてのサイズ（奥行きと幅）は適切か	<p>テーブルとしての面積は適切か。想定される用途（食事の際のトレイ、雑誌等）で、適切なサイズを確保しているかを確認する。</p> <p>※トレイの大きさはA3判程度とする。</p>	<p>A：適切な大きさであり問題はない。</p> <p>B：多少大き目、やや小さめと感じるが、許容できる。</p> <p>C：サイズが不適切で、実用上の問題がある。</p>			

2	<p>テーブルとして、表面の滑りにくさ（置いたものの落下防止）は適切か</p>	<p>テーブルとしての滑りにくさや置いたものの落下しにくさは適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切な機能を確保しているかを確認する。</p> <p>※食事の際に食器が容易に動いてしまつなど、実際の使用場面を想定して評価する。</p> <p>※端部の形状で落下を防止する仕様のものについては、滑りにくさとともにその形状が適切であるかを確認する。</p>	<p>A：滑り具合や落下防止の形状が適切であり問題はない。</p> <p>B：やや滑りやすい、置いたものが落下しやすいと感じるが、許容できる。</p> <p>C：滑りやすさや形状が不適切で、実用上の問題がある。</p>			
---	---	---	---	--	--	--

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1	設置及び撤去時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 テーブル幅が伸び縮み等するタイプの場合は、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2	移動（持ち運び）の時に、介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）を行って、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 ※キャストが付いているものについては、その操作の際の危険性を確認する。 ※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。 なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3	高さ調整時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 原則として介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※原則として取説に沿った方法で、調整を行うこととするが、誤った操作方法が想定される場合は、その方法によって生じる危険性を評価する。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4	利用者本人による移動や高さ調整の際に、本人の身体を傷つけないデザインになっているか 利用者本人が、ベッド上で背上げした姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが安全にできるか確認する。 ※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。 ※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。 ※ベッド上に臥床した状態の利用者がレバー等に手を伸ばして高さ調整の操作ができるものについては、その操作時の安全性についても評価する。 ※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。 ※キャストのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。 ※取扱説明書等で、本人による移動や高さ調整を禁止しているものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5	利用者の身体に触れる部分は、利用者の身体を傷つけないデザインになっているか 利用者が食事等テーブルを利用している場面および介護者がベッド上でテーブルの設置や撤去、移動、高さ調整をする場面において、テーブルの一部が利用者の身体に触れ、傷つける危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
------	------	-------	-------	----	------

(2) 挟み込み

1	ベッドの高さ調整を行う際にベッドやマットレスとテーブルとの間で身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか	ベッドの高さを調整する際、誤って身体またはその一部を挟み、怪我をする可能性はないか確認する。 ※ベッド上昇下降の際にテーブル下面とベッドのフレーム等またはマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※想定される荷重（5kg程度）をかけたうえで評価すること。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、ベッド上昇で身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。	A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	
2	ベッドの背上げや膝上げ調整を行う際に身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか	ベッドの背上げを調整する際、誤って身体またはその一部を挟み、怪我をする可能性はないかを評価する。 ※ベッド背上げの際にテーブル下面などとマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、背上げで身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。	A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①介護者・利用者に必要な項目を網羅しているか（特に安全に関する情報及び適合するベッドの情報） ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②介護者・利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保守に関する記載がない場合、必要な保守内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、継続的に安全な状態で安心して使用できる状態にするための作業を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保清に関する記載がない場合、必要な保清内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			